

1. 基本情報

- (1) 国名：インド国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：トリプーラ州
- (3) 案件名：トリプーラ州持続的森林管理計画（Tripura Sustainable Forest Management Project）
- (4) 事業の要約：本事業は、インド・トリプーラ州において、森林生態系及び水土保持活動、代替生計手段創出活動を実施することにより、森林の質の向上を図り、もって同州の環境保全及び地域住民の生計向上を通じて同国の持続的で包摂的な成長への支援に寄与することを目的とする。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 本事業を実施する外交的意義

インドは、民主主義や人権、法の支配といった普遍的価値観を日本と共有するインド太平洋地域の主要国の一つであり、首脳の年次相互訪問も行われている。2014 年には、日印関係は、「日インド「特別」戦略的グローバル・パートナーシップ」に格上げされ、また 2015 年の安倍総理訪印時に「日印新時代の幕開け」を発表するなど、両国の関係強化が着実に進んでいる。例えば、政治・安全保障面では、防衛装備協力、海上共同訓練、日米印三カ国協力等を進めている。アジアとアフリカという2つの大陸を繋ぐインド洋に面し、シーレーンの中央に位置するインドは、我が国が掲げる「自由で開かれたインド太平洋戦略」の鍵となる国であり、同国への支援は、戦略的観点からも重要といえる。

モディ首相は「アクト・イースト」政策を提唱しており、2016 年 11 月の首脳会談において、安倍総理は、「自由で開かれたインド太平洋戦略」と「アクト・イースト」を連携させ、日印両国でインド太平洋地域の繁栄と安定を主導したい旨述べた。モディ政権は、「アクト・イースト」の起点たる北東州の開発、とくに連結性や雇用創出に力を入れており、日本に対しても、北東州開発におけるパートナーとなってほしいとの強い期待を示している。本計画の事業対象であるトリプーラ州は、インド北東州のひとつであり、労働人口の約 40%が農林業に従事している。本計画による森林の適切な管理を通じ、同州の雇用の創出や経済の安定に寄与することは、インド政府からの期待に応える具体的な取組として、重要な意義をもつといえる。

また、我が国は、インドの森林分野に対する支援国として世界第一位であり、貧困対策を含む森林保全に対する支援を行うことにより、これまで二国間の信頼構築に大きく貢献。継続的に森林分野への支援を行うことは、二国間の信頼醸成につながり、二国間協力の更なる深化につながることが期待される。

- (2) 当該国における森林セクター／トリプーラ州の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

インドにおける森林面積は、植林に代表される森林保全活動の実施により 1990 年代に比べ増加傾向にあり、2015 年には森林被覆率は 21.3%となっている。他方、違法伐採や過剰採取等に起因し、森林劣化の状況は改善されておらず、森林面積に占める疎林率は 42.8%（2015 年）に上る。森林周辺には貧困層を含む多くの人々が居住し、家畜飼料や薪炭などの生活資材や収入源を森林に依存している。森林の劣化は、こうした人々の生活を脅かすと同時に、森林の有する水源涵養や土壌保全等の機能低下を引き起こし、洪水等の自然災害や農業用水の不足による農作物の収

量低下の原因となる。森林劣化の状況は、近年の人口増加により顕著なものとなっており、住民の生活と密接な関係を有する森林の保全が喫緊の課題となっている。

かかる状況に対し、インド政府は「Green India Mission」（2014 年策定）において、持続的な森林管理及び生態系保全等を目的として、10 年間で 500 万 ha の森林面積の拡大と森林の質の改善、1,000 万 ha での生物多様性保全・流域保全、森林周辺住民 300 万戸の生計向上等を目標に掲げている。併せて、共同森林管理組合の能力強化及び住民組織と行政の協力による適切な森林管理体制の構築を図ることとしている。

トリプラ州はインド北東部に位置する州で、人口 367 万人（2011 年）を有しており、うち貧困人口は 52 万人（14.1%）である。同州は山間部に位置し三方でバングラデシュと国境を接しているため、人の移動及び物資の輸送の制約を抱えているとともに、インフラが未整備のため他州からのアクセスも悪く、同州の産業成長が遅れている。また、州面積の約 60%（2015 年）が森林に覆われている森林資源が豊かな州であることから、林業及び農業は同州にとっての主要な産業となっている。労働人口の 42%（2011 年）が林業を含む農業部門に従事しており、住民の森林への依存度も高い。他方で、森林地内で伝統的に実施されている移動焼畑は同州の森林劣化の主な原因となっており、同州政府は「指定部族とその他の伝統的森林居住者に関する法 2006 年」に基づき、森林に居住する住民に対して代替生計手段を提供する等、積極的に移動焼畑の拡大を防ぐ対策を取っている。我が国の支援により、2007 年から実施されている円借款「トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業」（以下「フェーズ 1」という。）では、463 共同森林管理組合に対して移動焼畑に代わる生計手段を提供し、2011 年から 2015 年の間に密林面積は約 4km² 拡大した。しかし、同事業対象地域外での移動焼畑による森林への影響はいまだに深刻であり、2011 年から 2015 年にかけて森林面積は約 166km² 減少した。これはインド国内において、3 番目に高い森林減少率（州面積あたり）であり、水源涵養機能の低下や土壌流出を招いている。よって、林業及び農業が同州産業の根幹を担っている現状において、森林劣化は喫緊の課題となっている。

「トリプラ州持続的森林管理事業」（以下「本事業」という。）は、移動焼畑により劣化した森林における植林活動を行うと共に、移動焼畑従事者を含む地域住民に対して生計向上活動を提供することにより、森林保全を図り、もって森林の有する生態系サービスの発揮を目指すもので、インド政府の方針とも合致する。また、トリプラ州森林局ミッション声明の中でも、森林資源の劣化防止及び質の向上を目標に掲げており、本事業は同州政府の政策の重要な取り組みの一つとして位置付けられる。

（3）インド森林セクターに対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の「対インド国別援助方針」（2016 年 3 月）では、持続的で包摂的な成長への支援を重点分野の一つに位置付け、貧困層の収入増のためのプログラムに取り組み、環境・気候変動問題に対処すべく森林セクターへの支援を推進する旨を明記しており、本事業は右方針に合致する。なお、対インド円借款のうち、森林セクターに対して、2017 年 3 月時点で、25 件 2,465 億円の承諾実績がある。またトリプラ州へはフェーズ 1 の支援実績がある。

（4）他の援助機関の対応

インドにおいて、世界銀行及び欧州委員会等が森林管理事業の支援を行っており、また、地球環境ファシリティが生物多様性保全計画及び同行動計画の策定支援を実施している。加えて、トリプラ州ではドイツ復興金融公庫が「Indo-German Development Cooperation Project」（2009 年～2017 年）にて、持続的森林資源管理活動を実施し、現在後続案件を検討中である。調査を通じて同案件の教訓を本事業に反映するとともに、事業対象地に重複がないように調整をする。

(5)本事業を実施する開発政策上の意義

本事業は、インド政府の開発課題・政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、持続可能な森林保全活動及びコミュニティ開発を通じて貧困削減、生態系の保全・回復、生物多様性の損失の防止に資するものであり、SDGs ゴール 1 及びゴール 15 に貢献すると考えられることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、トリプラ州において、森林生態系及び水土保全活動、代替生計手段創出活動を実施することにより、森林の質の向上を図り、もって同州の環境保全及び地域住民の生計向上を通じて同国の持続的で包摂的な成長への支援に寄与することを目的とする。

② 事業内容

ア) 森林生態系保全活動（植林、育苗等）（直営方式）

イ) 水土保全活動（チェックダム建設、土堰堤の建設等）（直営方式）

ウ) 代替生計手段創出活動（特用林産物生産活動、エコツーリズム活動等）（調達方式については協力準備調査にて確認する。）

エ) 実施体制強化活動（実施機関職員、共同森林管理組合及び自助グループの能力強化等）（調達方式については協力準備調査にて確認する。）

オ) コンサルティング・サービス（実施管理等）（ショートリスト方式）

③ 他の JICA 事業との関係：フェーズ 1 の成功モデルや教訓の抽出・分析を協力準備調査にて行い、本事業の内容や実施体制等に反映させる。

(2) 事業実施体制

① 借入人：インド大統領（President of India）

② 事業実施機関／実施体制：トリプラ州森林局（Forest Department, Government of Tripura）

③ 他機関との連携・役割分担：：協力準備調査にて確認する。

④ 運営／維持管理体制：協力準備調査にて確認する。

(3) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 ☐A ☐B ☐C ☒FI

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、JICA の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、且つそのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定されるため。

(4) 横断的事項：協力準備調査にて確認する。

(5) ジェンダー分類：ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

(6) その他特記事項：協力準備調査にて確認する。

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インド向け「グジャラート州植林開発事業」の事後評価結果において、事業完了後の住民組織による持続的な森林管理への参加が事業効果発現に大きく影響するため、住民のニーズに基づいた事業内容となるよう、対象村落での詳細活動計画書の作成及び同計画書に基づく活動内容の選定時に地域住民の参加を促す必要があり、そのための現場森林官のファシリテーション技術の能力強化が不可欠であるとの教訓を得ている。

本事業においては、共同森林管理組合を通じた自然環境及び森林生態系保全、代替生計手段の創出等の活動を実施するが、計画段階から地域住民の積極的な参加を促す他、現場森林官を対象に住民参加型の自然環境、生態系管理における能力強化研修等を実施し、円滑な事業実施が図られるように留意する。

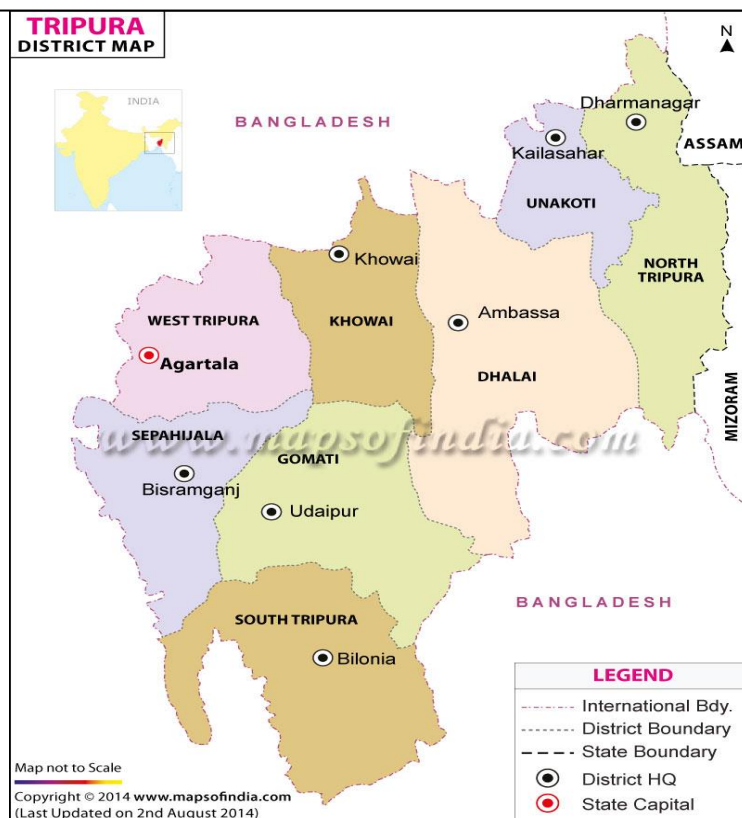
以 上

〔別添資料〕地図

トリプラ州持続的森林管理事業 地図



トリプラ州持続的森林管理事業 対象地域：州全域



出典：Map of India (<http://www.mapsofindia.com/maps/tripura/tripura-district.htm>)